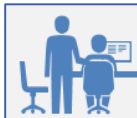


9 遺言者による遺言書の閲覧



遺言書原本の閲覧

ほかに遺言書保管ファイルの記録の閲覧手続があります。

遺言者は、その申請に係る遺言書が保管されている遺言書保管所（以下「特定遺言書保管所」といいます。）の遺言書保管官に対し、いつでも当該遺言書の閲覧を請求することができます（法第6条第2項）。

遺言者の生存中は、遺言者以外の者は遺言書の閲覧を行うことはできません。

💡 遺言者の死亡後は、関係相続人等から閲覧を請求することができます。



遺言者の出頭及び本人確認

代理人不可

遺言者は、特定遺言書保管所に自ら出頭して行わなければなりません。また、遺言書保管官は請求者が本人であるかどうかの確認をします（法第6条第4項、第5条、省令第13条）。

遺言書保管官による本人確認の方法（省令第13条）

◆以下のいずれかを提示する方法

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 旅券（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 乗員手帳（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 在留カード
- 特別永住者証明書

本人確認資料が必要となります。



遺言書保管官は、書類を提示した者の同意を得て、その写しを作成しますが、当該者の同意が得られないときは、この限りでないこととされています（準則第17条）。

◆上記に掲げるもののほか、以下の要件を全て満たす書類を提示する方法

- 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であること。
- 上記書類に氏名及び出生の年月日又は住所の記載があり、本人の写真が貼付されたものであること。
- 当該書類の提示を行う者が本人であることを確認することができるものとして遺言書保管官が適当と認めるものであること。

9 遺言者による遺言書の閲覧



請求書・書類の提出

遺言者は、その旨を記載した法務省令で定める**請求書**及び**書類**を添付して遺言書保管官に提出しなければなりません（法第6条第3項，省令第21条）。 ※遺言書保管ファイルの記録の閲覧も同様です。

法第6条第3項に「書類を添付」する旨が定められていますが、**省令上、添付書類に関する定めはありません。**

本人確認資料から遺言者の**住所等に変更が生じていることが判明した場合**

閲覧の前提として**変更届出書の提出が必要**となります。



◇撤回の場合と取扱いが異なります。



請求書の提出

様式は次ページ参照

請求書には、**次に掲げる事項**を記載しなければなりません(省令第21条(別記第4号様式))。

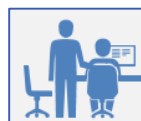
- ◆遺言者の氏名，出生の年月日，住所及び本籍（外国人にあつては，国籍）
- ◆遺言者の電話番号その他の連絡先
- ◆手数料の額
- ◆請求の年月日
- ◆遺言書保管所の表示

※遺言書保管ファイルの記録の閲覧も同じ記載事項となります（省令第23条）。



手数料の納付

政令で定める額の手数料金**1,700円**（収入印紙）を「手数料納付用紙」に貼ってしなければなりません（法第12条，省令第52条，別記第12号様式）。



遺言者による遺言書の閲覧の方法

法第6条第2項の規定による遺言書の閲覧は、遺言書保管官又はその指定する**職員の前**でさせることとなっています（省令第22条）。

